

地域再生法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百十一号）	1
○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）	7
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	8

改 正 案	現 行
<p>（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件）</p> <p>第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ その区域の全部が次条第一項に規定する区域内にあること。</p> <p>（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域等）</p> <p>第五条 法第五条第四項第五号イの政令で定める地域は、平成三十年四月一日における次に掲げる区域とする。</p> <p>一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 法第五条第四項第五号ロの政令で定める地域は、平成三十年四月一日における前項第一号に掲げる区域とする。</p> <p>（集落生活圏から除かれる区域）</p> <p>第六条 法第五条第四項第八号の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都</p>	<p>（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件）</p> <p>第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ その区域の全部が次条に規定する区域内にあること。</p> <p>（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域）</p> <p>第五条 法第五条第四項第五号の政令で定める地域は、平成二十七年八月一日における次に掲げる区域とする。</p> <p>一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（集落生活圏から除かれる区域）</p> <p>第六条 法第五条第四項第六号の政令で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する区域区分に関する都</p>

市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十九条第一号において同じ。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とする。

（地域農林水産業振興施設）

第七条 法第五条第四項第十一号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。

一 五 （略）

（来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件）

第十二条 法第十七条の七第四項の政令で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二 観光案内所

三 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物

（負担金及び延滞金の収納の委託）

第十三条 認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。）は、法第十七条の八第一項の負担金（以下この条において単に「負担金」という。）及び同条第四項の延滞金（以下この条において単に「延滞金」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者（法第

市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十四条第一号において同じ。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域とする。

（地域農林水産業振興施設）

第七条 法第五条第四項第九号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。

一 五 （略）

（新設）

（新設）

十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

2| 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八條に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3| 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

1| (来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件に関する技術的基準)
第十四条 法第十七条の十の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 法第十七条の七第四項の施設又は物件(以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする。

二 地上に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設(都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。)の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさな

(新設)

いものとする。

三 地下に設ける来訪者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 来訪者等利便増進施設のうち、第十二条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内である。

五 来訪者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによる。

イ 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（使用及び収益を目的とする権利）

第十五条 法第十七条の十四第一項の政令で定める使用及び収益を目的とする権利は、当該商店街活性化促進区域（法第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域をいう。）内の建築物（建築基準法（

（新設）

昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は土地に関する對抗要件を備えた地上権及び賃借権とする。

(商店街活性化促進事業関連保証に係る保険料率)

第十六条 法第十七条の十六第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。))の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

(建築等の届出を要する行為)

第十七条 法第十七条の十八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物(建築物を除く。次条第二号において同じ。)の建設

二 (略)

三 前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点(法第五条第四項第八

(新設)

(建築等の届出を要する行為)

第十二条 法第十七条の八第一項第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物(建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。次条において同じ。))を除く。同条第二号において同じ。)の建設

二 (略)

三 前二号に掲げる行為のほか、地域再生拠点(法第五条第四項第六

号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第十八条 法第十七条の十八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第十七条の十八第一項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該地域再生土地利用計画(法第十七条の十七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。次条第二号において同じ。)に記載された法第十七条の十七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

ロ・ハ (略)

二 法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ・ニ (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十九条 法第十七条の十八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

一・二 (略)

第二十条 (略)

号に規定する地域再生拠点をいう。)の形成を図る上で支障を及ぼすおそれがある行為として国土交通省令で定めるもの

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第十三条 法第十七条の八第二項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該地域再生土地利用計画(法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。次条第二号において同じ。)に記載された法第十七条の七第三項第二号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

ロ・ハ (略)

二 法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ・ニ (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第十四条 法第十七条の八第二項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

一・二 (略)

第十五条 (略)

改正案	現行
<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第十七条の十七第二項</u>の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議</p> <p>ロ 地域再生法<u>第十七条の三十六第二項</u>の農林水産省令 同条第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>	<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第十七条の七第二項</u>の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議</p> <p>ロ 地域再生法<u>第十七条の二十六第二項</u>の農林水産省令 同条第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十四年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十三 （略）</p> <p>三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第十七条の第十八項及び第三項</u></p> <p>三十四～三十七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十四年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一～三十三 （略）</p> <p>三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）<u>第十七条の八第一項及び第三項</u></p> <p>三十四～三十七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>